

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成21年
6月1日
(月曜日)

目 次

告示
森林法の規定に基づく許可をすべき皆伐面積の限度（森林整備課）……………



山口県告示第二百三十四号

平成二十一年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

平成二十一年六月一日

山口県知事 二井 関 成

一 水源かん養保安林及び土砂流出防備保安林

同一の単位とされる集団の区域	行政単位区域	許可をすべき皆伐面積の限度（ヘクタール）	土砂流出防備保安林（ヘクタール）
阿北地区	萩市（平成十七年三月五日における阿武郡田万川町、須佐町及び福栄村の区域に限る。） 阿武郡阿武町	五四・九〇	一七五・七九
橋本川	萩市（平成十七年三月五日における阿武郡阿武町、阿武郡上村、むつみ村及び旭村の区域に限る。） 阿武郡阿東町	九〇〇・九二	二〇二・三七
大津地区	長門市	三二六・五五	一三九・八九

二 魚つき保安林

豊浦地区	下関市	三六九・〇一	一六二・六〇
厚東川・厚狭川	宇部市 美祿市 山陽小野田市	六六五・五七	二二四・七七
榎野川	山口市（平成十七年九月三十日における山口市並びに吉敷郡秋徳町、小郡町及び阿知須町の区域に限る。）	二七四・五八	三三八・二四
佐波川	山口市（平成十七年九月三十日における佐波郡徳地町の区域に限る。） 防府市	七一九・八六	二九〇・四四
徳山地区	下松市 周南市（平成十五年四月二十日に限る。） 周南市 新南陽市及び都濃郡鹿野町の区域に限る。）	四〇〇・六五	一五一・四六
田布施川・島田川	光市 周南市（平成十五年四月二十日に限る。） 熊毛郡熊毛町及び平生町の区域に限る。） 熊毛郡上関町 田布施町及び平生町の区域に限る。）	一四・六六	六五・二四
由宇川・柳井川	岩国市（平成十八年三月十九日における玖珂郡由宇市、玖珂町及び周東町の区域に限る。） 柳井市	一四・六六	一五七・二三
錦川下流	岩国市（平成十八年三月十九日における玖珂郡由宇市、玖珂町、美川町及び美和町の区域に限る。） 玖珂郡和木町	五〇一・九二	一〇八・二三
大島地区	大島郡周防大島町	—	六・九八

三 保健保安林

同一の単位とされる集団の区域	同一の単位とされる集団の区域	同一の単位とされる集団の区域	同一の単位とされる集団の区域	同一の単位とされる集団の区域	同一の単位とされる集団の区域
許可をすべき皆伐面積の限度（ヘクタール）	許可をすべき皆伐面積の限度（ヘクタール）	許可をすべき皆伐面積の限度（ヘクタール）	許可をすべき皆伐面積の限度（ヘクタール）	許可をすべき皆伐面積の限度（ヘクタール）	許可をすべき皆伐面積の限度（ヘクタール）
山口県	下関市	周南市	岩国市	阿武町	周防大島町
一三四・七四	一一・六六	〇・五〇	二・〇六	四・三〇	九・〇四
	長門市	下松市	柳井市	萩市	防府市
	一八・二八	三・二八	二・〇八	二七・三八	三・九〇
					上関町
					〇・七二

平成二十一年六月一日
発行

発行
行人所

山口県
知事